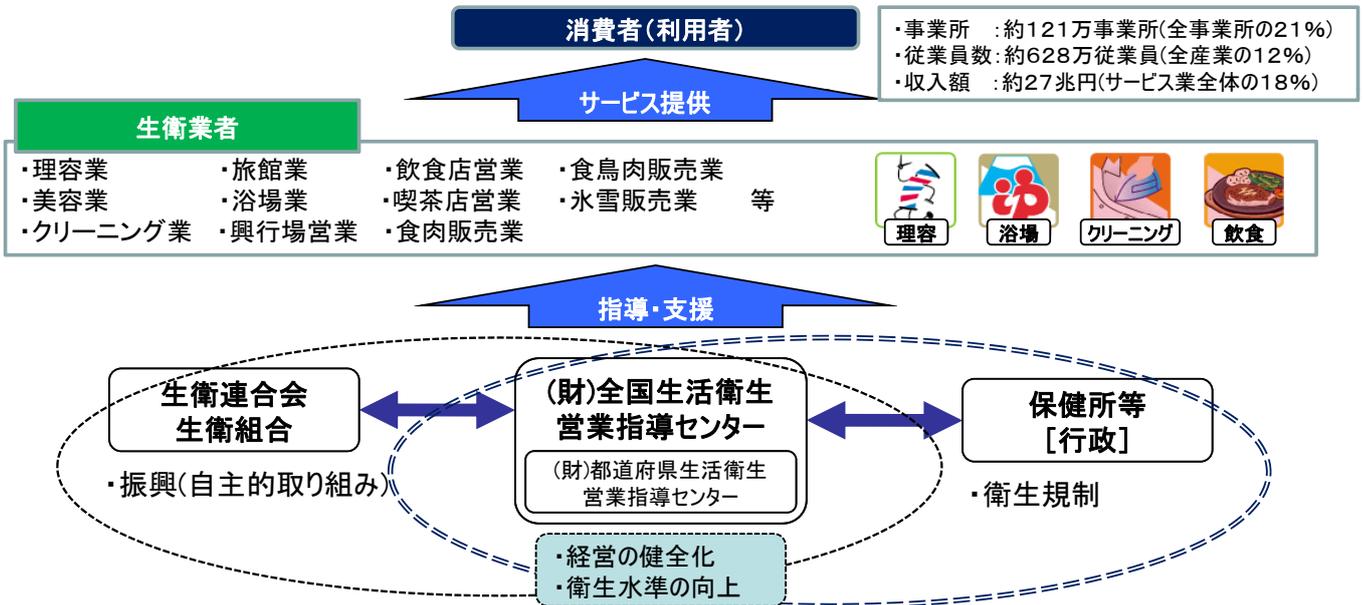


施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	厚生労働省	事業名	生活衛生振興助成費等補助金		
担当局庁名	健康局	上位施策事業名		作成責任者	
担当課・室名	生活衛生課	事業開始年度	昭和41年度	生活衛生課長 松岡 正樹	
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第2項	関係する通知、計画等	生活衛生振興助成費等補助金交付要綱 生活衛生営業指導等事業実施要綱		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕（補助先：財団法人全国生活衛生営業指導センター、実施主体：財団法人全国生活衛生営業指導センター）				
	<input type="checkbox"/> 権限付与（内容： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業 / 制度概要	目的（何のために）	公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、全国的な指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。			
	対象（誰/何を対象に）	生活衛生関係営業者及びその組合、都道府県生活衛生営業指導センター ※生活衛生関係営業とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）に規定された理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場、飲食店、食肉販売、喫茶店、氷雪販売業を指し、現在、17業種について576の生活衛生同業組合と16の生活衛生同業組合連合会が設立されている。 ①すし②めん③中華料理④社交⑤料理⑥一般飲食⑦喫茶⑧食鳥肉⑨食肉⑩水雪⑪理容⑫美容⑬興行場 ⑭ホテル・旅館⑮公衆浴場⑯クリーニング⑰簡易宿所			
	事業/制度内容（手段、手法など）	①生活衛生関係営業(以下、「生衛業」という。)全般の衛生水準の維持向上及び振興に関する調査研究を行い、感染症等の衛生対策等のマニュアル、生衛業の経営関連情報等を作成し、HP、冊子等により情報提供 ②都道府県指導センターに対しては、国の生衛業に関する施策の情報提供や指導、指導員の研修等の人材育成等を実施 ③生衛同業組合連合会に対しては、国の施策に関する情報提供・指導・要望の汲み上げを行うとともに、各生衛組合の経営特別指導員等の養成や振興助成費補助金等による自主的活動に対する支援を実施 ④後継者育成支援事業等、全国的に取り組むべき事業の実施 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款の事業運営に係る企画立案や制度の普及促進等、消費者(利用者)の利益の擁護に関する事業の実施を作成すること。 ⑥高齢者・障害者施策等、生衛業に関する国の各種施策の周知に関する事業 ⑦上記の事業に附帯する事業			
コスト	平成22年度予算額		年度	総額	
	事業費	343,317 千円	これまでの同様の予算項目の予算額等（単位千円）	平成19年度	340,098 千円
	人件費	66,029 千円		平成20年度	417,589 千円
	総計	409,346 千円		平成21年度	412,789 千円
補足事項（平成22年度予算内訳等）	(単位:百万円)				
		平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
a.生衛業に関する情報収集・提供		33	37	29	29
b.生衛業に関する調査研究		14	22	23	23
c.都道府県センター、連合会、組合に対する連絡調整、指導		19	24	25	25
d.生衛業の相談支援に当たる人材の養成		9	10	10	10
e.連合会、組合に対する振興助成		204	188	188	187
f.後継者育成事業、経営改善推進事業		62	62	75	0
g.a.～f.の事業実施に必要な人件費		66	66	66	65

施策・事業シート（概要説明書）						
担当府省名	厚生労働省	事業名	生活衛生振興助成費等補助金			
担当局庁名	健康局	上位施策事業名		作成責任者		
担当課・室名	生活衛生課	事業開始年度	昭和41年度	生活衛生課長 松岡 正樹		
事業/制度の必要性	<p>国民の生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業については、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、生衛業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図り、これらの営業を利用する利用者及び消費者の擁護を図るために必要な事業である。</p> <p>当該法人については、当該事業を行うために法律に基づき指定された法人であり、本事業を廃止した場合には、法人の自主財源がほとんどないこと、また、法に基づく事業を適正かつ確実に行うことができると認められる一般財団法人は他にないことから、法に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図る上で多大な支障が出る。</p>					
他省庁、自治体等における類似事業	—					
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	—					
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度	
	生活衛生関係営業振興推進事業	事業数	37	46	52	
	都道府県指導センター巡回指導	実施箇所数	25	17	16	
	パンフレット、ポスター、報告書等の作成	点数	20	20	22	
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(1) 振興推進事業の振興計画への活用 生衛業の振興の計画的推進と公衆衛生の向上等を目的とする振興指針に、振興推進事業の成果を適切に反映し、これを基に生衛組合側で振興計画を策定。全国指導センターにおいては、振興推進事業を活用しつつ、連合会において、振興計画に基づいて事業が推進されるよう、指導・助言。</p> <p>(2) 振興事業貸付等の改善に係る調整 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員への日本政策金融公庫の貸付（振興事業貸付）等、連合会等のニーズの把握等を行い、制度改善や運用改善等について厚生労働省と調整</p> <p>(3) 都道府県センターへの指導、指導者等研修の実施 生衛業の衛生水準の向上、経営の近代化及び健全化の促進を図るため、都道府県センターに対する指導を行うとともに、生衛業者に対する経営指導・相談にあたる経営指導員等の養成を図る。</p> <p>(4) 標準営業約款の推進 サービスの内容や品質に関する表示の適正化、損害賠償の実施等に関する事項を定めた約款（標準営業約款）の登録施設数の増加を図る。</p> <p>(5) 広報・情報発信の充実 全国指導センターのホームページ等による情報提供により、生衛業の健全な発展と消費者利益の擁護に資する。</p>					
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度	
	振興計画	件数	518	513	517	
	日本政策金融公庫による生衛業への貸付	件数	14,675	14,558	12,501	
	指導者等研修事業	受講者数	2,035	2,572	2,071	
	標準営業約款	施設数	70,859	70,437	69,729	
	全国生活衛生営業指導センターホームページアクセス数	件数	228,303	404,848	366,050	
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>当該補助金による各種事業により、経営基盤がぜい弱な小規模零細企業である生活衛生関係営業の経営の振興・健全化、衛生水準の維持向上、また利用者及び消費者の擁護が図られているものである。生活衛生関係営業の事業者数（全事業所の21%）・就業者数（全産業の12%）は、全産業の中で大きな割合を占めており、生衛業の健全な発達を通じて衛生水準の維持向上等を図るための当該補助金による支援策は、国民生活の安定にとって重要である。</p> <p>また、補助事業を基に自主的取組を促すなどにより、生衛業界の衛生水準の確保されたサービス提供が確保されているところであるが、今後更に、経営指導員等の人材育成や情報提供の充実を図るとともに、事業の効果的・効率的な実施のための見直しを行うため、実施する各事業に係る効果検証等を行う。</p>					
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>当該補助金は昭和41年度に創設され昭和54年度までは歳出予算に基づく予算補助であったが、昭和54年の生衛法の改正により法律の中に位置づけられたことにより、昭和55年度から生衛法に基づく法律補助に改められた。</p> <p>平成22年度予算においては、公益法人への国庫金支出の徹底的な見直しの観点から、支出額の見直しを行い平成21年度予算に対し3,443千円の減額を行っているところであり、今後も事業の効果的・効率的な実施に向けた取り組みを行って行く。</p>					

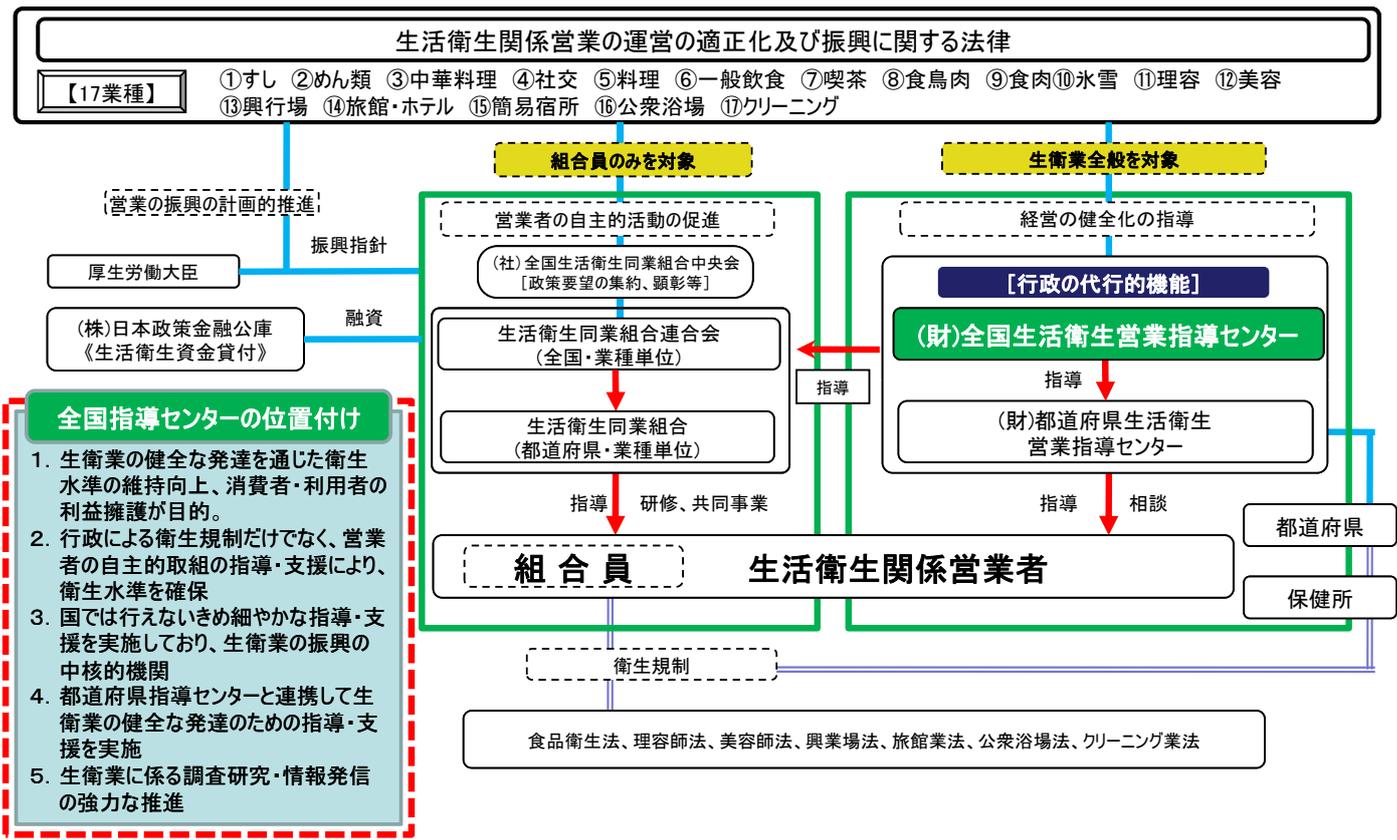
生活衛生関係営業について

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要



※我が国では、生活衛生関係のサービスの衛生水準は高い水準(食中毒や感染症の発生の防止、安心・安全で質の高いサービスの享受)

生活衛生関係営業の施策の体系について



生活衛生振興助成費等補助金について

○生活衛生同業組合連合会・生活衛生同業組合の健全な発達と衛生水準の向上、消費者(利用者)の利益擁護の観点から生衛業の経営の健全化を図ることを目的。

【交付方法】

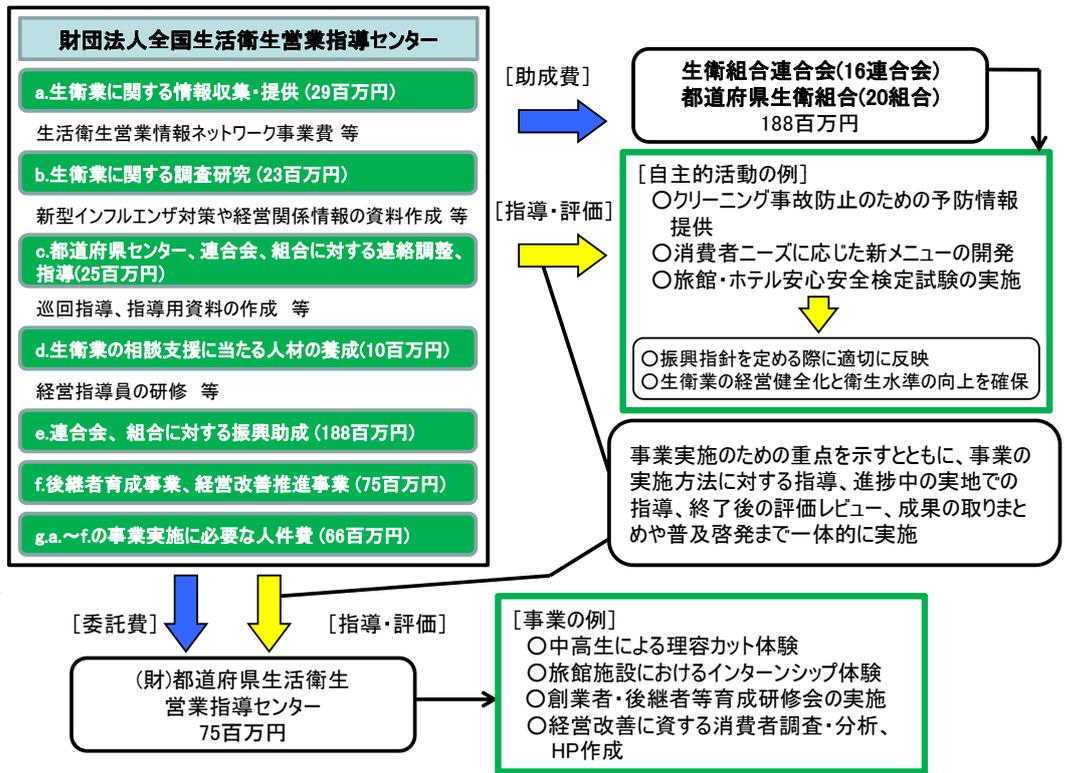
厚生労働省

[補助金]
418百万円

※平成20年度予算額

※財団法人全国生活衛生営業指導センターは、同法第57条の10に規定する事業として、
○連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること
○連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと
が法人の事業として位置づけられており、連合会に対する指導と助成を一体として実施することが効果的である。

※昭和55年に財団法人全国生活衛生営業指導センターの活動に対する補助規定が、平成12年に組合・連合会に対する助成規定がそれぞれ議員立法により法制化。



財団法人全国生活衛生営業指導センターに関する改革案について

組織改革

徹底的な組織改革の実行

<平成20年度>

<平成22年度>

厚労省OB常勤役員2名
(うち理事長(厚労省OB(常勤))
※理事 20名

理事長は生衛業界の方(非常勤)
厚労省OB常勤役員1名(厚労省OB常勤役員▲1名)
理事 19名(理事 ▲1名)

70歳以上厚労省OB非常勤役員2名 → 次期改選時に見直し(70歳以上厚労省OB非常勤役員減の見込み)

事業の改革(生活衛生振興助成費等補助金)

- 中小零細企業が多い生衛業界の実態を踏まえ、不断に事業の効果検証を行い、効果的・効率的な事業の見直しを行う
- 経営指導員等の人材育成や情報提供の充実を図る
- 国民視点に立脚したコスト削減の更なる徹底
(契約の徹底した適正化、システム等の調達コストの削減、普及啓発及び検討会開催経費の効率化等)

上記全国センター事業の見直しを行うための検討の場を設ける

公益法人シート(概要説明書)							
公益法人名	財団法人 全国生活衛生営業指導センター						
担当府省名	厚生労働省	局庁名	健康局	課・室名	生活衛生課		
共管省庁名							
設立目的	都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から、生活衛生関係営業全般の健全な発展を図る						
沿革	財団法人全国生活衛生営業指導センターは昭和54年に設立、昭和55年4月1日に「生活衛生営業関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和54年及び平成12年一部改正)第57条の9の規定により厚生大臣の指定を受けた。						
事務・事業	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)第57条の10に規定する以下の事業。 ①生活衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ②生活衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。 ③都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。 ④連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款を作成すること。 ⑥都道府県指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。 ⑦連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと。 ⑧上記の事業に附帯する事業。						
役員の数 (うち官庁OB)	21	(3)	役員報酬総額 (21年度・百万円)	15.0百万円	常勤職員の数 (うち官庁OB)	9 (3)	
うち常勤数 (うち官庁OB)	1	(1)	うち官庁OB分	3.0百万円 12.0百万円	嘱託・非常勤職員数 (うち官庁OB)	1 (1)	
常勤官庁OB役員が 分担する業務	専務理事として、理事長及び副理事長を補佐し、業務全般を執行している。 ※役員報酬総額は、22年4月では1名であるが、21年4月では2名であったため、2段書きとしている。						
年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度(見込み)		
支国・ 独法から 出の	合計(a)		340,098千円		412,789千円		
	国からの支出		340,098千円		412,789千円		
	うち補助金等		340,098千円		412,789千円		
	うち契約等		0千円		0千円		
	独法からの支出		0千円		0千円		
	うち契約等		0千円		0千円		
	うち契約以外		0千円		0千円		
支出元独法名							
収入(予算)額(b)		541,472千円		603,843千円		590,396千円	
依存率(a/b)		62.8%		69.2%		69.9%	
会費等収入(c)、割合(c/b)		2,960千円 0.5%		2,560千円 0.4%		2,560千円 0.4%	
会費等負担者		特別会員(全国生衛連合会16)、賛助会員(10)					
基本財産額		911,720千円		901,273千円		891,396千円	
正味財産額		1,293,517千円		1,227,049千円		1,195,119千円	
内部留保額、内部留保率		198,354千円 35.6%		122,253千円 19.2%		106,164千円 17.6%	
特記事項 (見直しに向けたこれまでの取組み、今後の方向性等)	【生衛業の主な役割】 ○国民生活に密着したサービスを常に衛生的で安心な状態で提供 ○地域に密着したサービスの提供により、町を活性化し、地域社会に潤いを与える ○高齢者・障害者施策など地域社会の福祉の増進への協力 【生衛業の特徴】 ○我が国の経済活動の中で相当規模。雇用面でも大きな役割を担い、一定の資格や技術に基づきサービスを提供[事業所:約121万事業所(全産業の21%)、従業員数:約628万人(全産業の約12%)、収入額:約27兆円(サービス産業全体の18%)] ○大部分が経営基盤が脆弱な中小零細企業(従業員5人以下の小規模事業者が7割。うち個人経営は9割) 【生衛法の制定経緯】 ○昭和32年に業界の自主的活動を通じた衛生水準の向上等を目指し「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(現在の生衛法)が業界の要望をもとに議員立法により制定 →全国生活衛生営業指導センターは生衛業の指導・支援の中核的機関として重要今後とも効率的・効果的なものに見直し						

論点等説明シート (公益法人担当部局用)

施策・事業名	生活衛生振興助成費等補助金
--------	---------------

法人名	(財) 全国生活衛生営業指導センター
-----	--------------------

論点等

○ 都道府県生活衛生営業指導センター(以下、「都道府県センター」とする。)への委託事業、連合会や組合に対する助成事業の内容は、国費で実施するのにふさわしい内容といえるのか。また、都道府県センター等への委託事業、助成事業については、その内容が十分に精査されていないのではないか。

○ 当センターは、助成事業・委託事業の他に、都道府県センターへの指導や研修等を行っているが、生活衛生関係営業の振興における国、全国生活衛生営業指導センター、都道府県センターの役割を整理した上で、国費による支援も効率的に行うべきではないか。

※ 生活衛生振興助成費

内訳	金額
①生衛業に関する情報収集・提供	2 9 百万円
②生衛業に関する調査研究	2 3 百万円
③都道府県センター等に対する連絡調整、指導	2 5 百万円
④生衛業の相談支援に当たる人材の養成	1 0 百万円
⑤連合会、組合に対する振興助成	1 8 8 百万円
⑥後継者育成事業、経営改善推進事業	7 5 百万円
⑦①から⑥の事業実施に必要な人件費	6 6 百万円
補助金合計	4 1 8 百万円

参考資料

生活衛生振興助成費等補助金の内容

①「後継者育成支援事業委託費」（委託費総額約44百万円（※））

全都道府県指導センターにおいて、各地域における生活衛生関係営業に係る「インターンシップの試行」や「出前授業」などが一斉に行われているが、これらの事業は、各地域における産業振興、マッチングの改善や学校教育における職業観の育成などの意義を有するとされている。

②「経営改善推進事業委託費」（委託費総額約10百万円（※））

8都道府県センター（平成20年度）において、経営の効率化に関する検討を行うことや地域の実情に即した効果的な経営モデルの提案を行うための事業が実施されているが、「経営改善テーマを探るための実態調査」や特定業種に係る「実態調査・アンケート調査」、「研修会」等が実施されている。

③「生衛業振興助成事業費」（委託費総額 連合会分約111百万円、生衛組合分約40百万円（※））

16の全国連合会及び19の生衛生組合（業種毎）（いずれも平成20年度）において、生活衛生関係営業の振興を図るための事業が行われているが、事業の中には、全国連合会が実施した「組合員章ステッカー作成事業」や、地域の組合が実施した特定業種に係る「AED設置促進・普及啓発事業」なども実施されている。

※ 人件費、経費等の配賦前の金額である。